五十六　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該道府県が当該年度に出えんした額及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

五十七　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十八　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一・〇）を乗じて得た額とする。

五十九　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

六十　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十六　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該道府県が当該年度に出えんした額及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

五十七　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十八　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一・〇）を乗じて得た額とする。

五十九　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

六十　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。